

浄化槽清掃業許可書

3指令健環第394号

住 所 名古屋市 中川区 富田町 大字 千音寺 字 西福正 3552 番地  
氏 名 ノザキ株式会社 代表取締役 野崎小百合 様

令和4年2月1日申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年2月22日

名古屋市長

河村 たかし



記

許可年月日 令和4年2月22日  
許可番号 3指令健環第394号  
許可の有効期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで  
許可の条件 業務区域は名古屋市域内とする

- 教示1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。